

## 国分寺市ロケーションボックス事業事務取扱要領

### (目的)

第1条 本要領は、国分寺市又は国分寺市教育委員会（以下「市又は委員会」という。）が所有又は管理する施設及び財産等のうち、撮影交渉が可能なもの（以下「公共施設等」という。）を映像作品のロケーション撮影地として活用する場合における基本的事項を定めるものである。なお、本要領における映像作品とは、映画・テレビドラマ等の商業用作品（自主制作品含む）をいい、市の広報及び報道を目的とするものを除く。ロケーション撮影は、映像作品を通して市の魅力を広く発信し観光振興を図るとともに、ロケーション撮影を活用して地域の活性化を図ることを目的に受入れることとし、この受入れに関わる調整業務は政策経営部広報プロモーション室（以下「広報プロモーション室」という。）が行うものとする。

### (受入基準)

第2条 市は、撮影事業者等（以下「依頼者」という。）が次に掲げる事項を遵守することを条件に撮影を受入れるものとする。

- (1) 制作する映像作品の内容が法令・公序良俗に反しないこと。
- (2) 特定の宗教又は政治的信条・活動の宣伝を目的としないこと。
- (3) 市のイメージを著しく低下させないこと。
- (4) 公共施設等の利用上のルール及び公共施設等管理者の指示する事項を遵守すること。
- (5) 市及び公共施設等管理者による撮影の立会いについて承諾すること。

### (受入要件)

第3条 撮影を受入れることができる映像作品は、前項の基準を遵守することを前提として、次に掲げる要件のいずれかを備えていなければならない。ただし、市長又は教育長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内であることが分かると市又は委員会が判断した風景（施設看板や名所など）の使用
- (2) 映像作品中（エンドロール等）へのクレジットタイトルの掲出。なお、クレジットタイトルは「国分寺市ロケーションボックス」とする。

### (使用料)

第4条 撮影に伴い、公共施設等を使用する場合は、依頼者は当該公共施設等の関連条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところにより、使用料を支払わなければならない

ない。ただし、市長又は教育長が特に認める場合はこの限りでない。

(撮影依頼)

第5条 依頼者は公共施設等においてロケーション撮影を行おうとする場合、国分寺市ロケーションボックス事業撮影依頼シート（様式第1号。以下「依頼シート」という。）に必要な書類を添えて、広報プロモーション室へ提出しなければならない。なお、依頼シートの提出は、原則として撮影日の2週間前までに行うものとする。

(公共施設等の撮影利用手続)

第6条 広報プロモーション室は、前条の規定による撮影依頼を受けた場合、その内容を審査し第2条及び第3条の要件を満たすときは、公共施設等管理者と協議し、受入の可否を依頼者に連絡するものとする。

2 前項の協議の結果、撮影受入を決定した場合、各公共施設等の撮影利用に関する手続は、条例等に基づき依頼者と公共施設等管理者との間において行うものとする。

(依頼者の義務)

第7条 撮影受入の決定を受けた依頼者（以下「受入決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共施設等の撮影使用にあたり、必要となる各種手続を遅滞なく行うこと。
- (2) 撮影にあたっては、公共施設等利用者に危険等が及ばないように安全確保の措置を十分に講じるとともに周辺住民の迷惑とならないよう生活環境に配慮し、事前の周知や必要な対策を行うこと。
- (3) 撮影に使用した施設・物品等に損害を与えた場合は、速やかに公共施設等管理者に連絡し、当該管理者の指示に基づき、原状回復をすること。
- (4) 撮影の受入決定後に、当該公共施設等を使用しないことが決定した場合は、その旨を速やかに公共施設等管理者へ連絡すること。
- (5) 撮影内容の詳細及び撮影スケジュール、その他必要な情報及び資料を適宜提出すること。
- (6) 撮影にあたり、公共施設等の利用者や通行人の肖像権を侵害しないよう十分配慮すること。
- (7) 撮影にあたり、事故・トラブル等が発生したときは、警察・消防等への通報を含む適切な処置をとるとともに、速やかに公共施設等管理者へ当該状況を報告すること。

(免責事項等)

第8条 国分寺市は撮影内容・成果及び撮影に関する事故・トラブル等について、一切責任を負わないものとする。また、撮影に関して生じる費用についても国分寺市は一切負担

しないものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。